

幼児教育・保育無償化にかかる F A Q

問 1. 全ての児童が無償化されますか？

答 1. 無償化の対象児童は 3 歳から 5 歳までの児童で、0 歳から 2 歳までの町民税非課税世帯の児童も無償化の対象です。

問 2. 無償化を受けるために手続きが必要ですか？

答 2. 認定を受ける必要があります。

現在の制度である『子どものための教育・保育給付』の第 1 号、第 2 号、第 3 号の認定か新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第 1 号、第 2 号、第 3 号の認定を受ける必要があります。

『子どものための教育・保育給付』

児童年齢	保育が必要な事由に 該当する	保育が必要な事由に 該当しない	利用施設
0 歳～ 2 歳児 (4/1 時点年齢)	第 3 号認定	—	保育所、認定こども園、地域型保育施設
満 3 歳児	—	第 1 号認定	幼稚園(移行園)、認定こども園
3 歳～ 5 歳児 (4/1 時点年齢)	第 2 号認定	—	保育所、認定こども園、地域型保育施設

『子育てのための施設等利用給付』

児童年齢	保育が必要な事由に 該当する	保育が必要な事由に 該当しない	利用施設
0 歳～ 2 歳児 (4/1 時点年齢)	第 3 号認定 <u>(※非課税世帯)</u>	—	認可外保育施設、預かり保育、一時保育、 病児・病後児保育、ファミサポなど
満 3 歳児	—	第 1 号認定	幼稚園(未移行園)
3 歳～ 5 歳児 (4/1 時点年齢)	第 2 号認定	—	認可外保育施設、預かり保育、一時保育・ 病児・病後児保育、ファミサポなど

問3. 認定はどのようにして受けるのですか？

答3. 保育所や認定こども園など利用施設や現在の認定状況によって認定の申請方法等が異なります。下記に一般的な例を記載しておりますので、ご覧ください。

その他ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

【町内保育所】

⇒現在の制度である『子どものための教育・保育給付』の第2号認定を受けている児童の保育料（満3歳になった後の4月1日以降の保育料）は新たな申請をすることなく、無償化となります。

また、『子どものための教育・保育給付』の第3号認定を受けている児童も新たな申請をすることなく、町民税非課税世帯に限り、無償化となります。

【認定こども園】

⇒現在の制度である『子どものため教育・保育給付』の第1号の認定を受けている児童の保育料は新たな申請をすることなく、無償化となります。

ただし、第1号認定を受けていて、教育標準時間以外の“預かり保育”の利用料も含めて無償化の対象とするためには、新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第2号か第3号（満3歳かつ町民税非課税世帯）の認定を受ける必要があります。認定には、保育の必要性の確認をいたしますので申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

【未移行幼稚園】

⇒無償化を受けるためには、申請が必要となります。

新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第1号認定を受けることで、教育標準時間の保育料が無償化されます。

また、教育標準時間以外の“預かり保育”の利用料も含めて無償化の対象とするためには、同じく『子育てのための施設等利用給付』の第2号か第3号（満3歳かつ町民税非課税世帯）の認定を受ける必要があります。認定には、保育の必要性の確認をいたしますので申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

【認可外保育施設】

⇒無償化を受けるためには、申請が必要となります。

新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第2号か第3号（満3歳かつ町民税非課税世帯）の認定を受ける必要があります。認定には、保育の必要性の確認をいたしますので申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

また、認可外保育所のみ申請されて入所されている方については、上記申請書と併せて、理由書の添付をお願いいたします。

なお、利用状況によっては、一時保育やファミサポの利用料も無償化の対象となります。

【森のようちえん】

⇒無償化を受けるためには、申請が必要となります。

新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第2号か第3号（満3歳かつ町民税非課税世帯）の認定を受ける必要があります。認定には、保育の必要性の確認をいたしますので申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

また、森のようちえんのみ申請されて入所されている方については、上記申請書と併せて、理由書の添付をお願いいたします。

なお、利用状況によっては、一時保育やファミサポの利用料も無償化の対象となります。

※保育の必要がない児童は本無償化の対象となりません。別途、県・町補助事業において、無償化の対象となる場合がございます。

問4. 幼児教育・保育無償化で、全ての費用が無料となりますか？

答4. 給食費や延長保育料、通園バス代等は無償化の対象外となります。

また、保育所や認定こども園など利用施設や認定状況によって無償化対象費用に限度額等があります。下記に一般的な例を記載しておりますので、ご覧ください。

その他ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

【町内保育所】

⇒第2号認定児童の保育料（満3歳になった後の4月1日以降の保育料）は0円となります。また、第3号認定児童も町民税非課税世帯に限り、0円となります。

【認定こども園】

⇒第1号認定児童の保育料は0円となります。

『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定児童と第3号認定児童（満3歳かつ町民税非課税世帯）は、上記保育料に加えて、預かり保育の利用料が日額450円、月額11,300円を上限として無償化されます。

【未移行幼稚園】

⇒『子育てのための施設等利用給付』の第1号認定児童の保育料は、入園料も含めて月額25,700円を上限として無償化されます。

『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定児童と第3号認定児童（満3歳かつ町民税非課税世帯）は上記保育料に加えて、預かり保育の利用料が日額450円、月額11,300円を上限として無償化されます。

【認可外保育施設・森のようちえん】

⇒『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定児童の保育料は、一時保育や病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用料も含めて、月額37,000円を上限として無償化されます。

『子育てのための施設等利用給付』の第3号認定児童の保育料は、一時保育や病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用料も含めて、月額42,000円を上限として無償化されます。

問5. これまで、第2号認定（満三歳以上保育認定）であって、給食費は保育料に含まれていたのですが、今回の無償化によって、給食費を負担することになりますか？

答5. 無償化の実施にあたり、国の制度によって、副食費が免除される範囲は定められており、給食費の費用額も施設によって、異なります。下記に一般的な例を記載しておりますので、ご覧ください。

その他ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

【町内保育所】

⇒第2号認定児童の副食費は国標準額どおり月額4,500円となりますが、新たな負担を生じる方への負担軽減措置として、国制度と八頭町の独自施策を組み合わせることとで、町内保育所利用者の副食費を0円とします。

なお、第3号認定児童は、今までどおり保育料に給食費を含んで徴収いたします。

【認定こども園】

⇒これまでどおり、施設が定めた給食費を支払っていただきますが、国制度によって、年収約360万未満の世帯の児童及び年収約360万以上の世帯で国多子カウント第3子以降の児童が給食費免除対象となります。

【未移行幼稚園・認可外保育施設・森のようちえん】

⇒これまでどおり、施設が定めた給食費を支払っていただきます。

問6. 無償化はいつからスタートし、保育料の支払はどうなりますか？

答6. 無償化は令和元年10月1日（10月分保育料）から実施されます。

なお、利用施設によって無償化給付が異なります。下記に一般的な例を記載しておりますので、ご覧ください。

その他ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

【町内保育所】

⇒第2号認定児童（満3歳になった後の4月1日以降の児童）並びに第3号認定児童（町民税非課税世帯に限る）の保育料は0円となり支払いは発生いたしません。

【認定こども園】

⇒第1号認定児童の保育料は0円となり支払いは発生いたしません。

『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定児童と第3号認定児童（満3歳かつ町民税非課税世帯）の預かり保育利用料については、一旦保護者の方が施設へ利用料を支払っていただき、その後保護者からの請求に基づき、日額450円、月額11,300円を上限として、町が直接保護者の口座へ振込をおこなう“償還払い”という方式をとらせていただきます。

【未移行幼稚園】

⇒『子育てのための施設等利用給付』の第1号認定児童の保育料については、施設が保護者に代わって請求をおこない、入園料も含めて月額25,700円を上限として、町が施設の口座へ振込をおこなう“法定代理受領”という方式を基本とさせていただきます。

なお、月額上限を超える保育料が発生する場合は、保護者の方が直接、施設へ差額を支払っていただくこととなります。

また、『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定児童と第3号認定児童（満3歳かつ町民税非課税世帯）の預かり保育利用料については、一旦保護者の方が施設へ利用料を支払っていただき、その後保護者からの請求に基づき、日額450円、月額11,300円を上限として、町が直接保護者の口座へ振込をおこなう“償還払い”という方式を原則とさせていただきます。

【認可外保育施設・森のようちえん】

⇒『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定児童、第3号認定児童の保育料は、一時保育や病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用料も含めて、無償化の対象費用となることから、一旦保護者の方が施設へ利用料を支払っていただき、その後保護者からの請求に基づき、それぞれ月額37,000円、月額42,000円を上限として、町が直接保護者の口座へ振込をおこなう“償還払い”という方式を

原則とさせていただきます。

なお、月額上限を超える利用料が発生する場合は、保護者の方がご負担いただくこととなります。

問7. 預かり保育料など“償還払い”となる利用料はいつ頃請求し、いつ頃返金（支払）されるのですか？

答7. 原則、年に4回、3カ月分ずつ支払いをおこないます。例として10月から12月までの利用分を翌年1月中旬までに保護者の方に請求していただき、町は、2月中に保護者の方の口座へ振り込みをおこないます。

なお、各利用料の支払いがお済みでない場合は、給付をおこなえませんのでご注意ください。

また、認定こども園、未移行幼稚園の預かり保育料や認可外保育施設の利用料については、今後、各園との協議により、園を経由して請求していただく場合や“法定代理受領”へと変更させていただく場合がございますが、その際は、通所されている園から保護者への案内がございます。

問8. 現行制度『子どものため教育・保育給付』と新制度『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定は、認定を受ける基準がそれぞれで異なりますか？

答8. 認定を受ける基準は同じです。

問9. 『子育てのための施設等利用給付』の第2号認定を受けたのですが、預かり保育は毎月利用が必要ですか？また、優先的に利用させて貰えるのでしょうか？

答9. 第2号認定の有無は、利用料無償化の対象となるか否かであって、利用を強いるものではありませんし、利用実績に応じて給付をおこないます。

また、施設の“利用”と“認定”とは直接的に関係するものではなく、あくまでも利用料が無償化となる否かであり、認定の有無に関わらず、施設利用に際しては各施設へ直接ご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地

八頭町役場 町民課

電 話：0858-76-0205

F A X：0858-73-0147